

決 定

埼玉県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申 立 人 ○○ ○○

申立人代理人弁護士 ○○ ○○

主 文

- 1 申立人○○ ○○について、小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出をすべき期間
平成20年11月25日まで
- (2) 届出のあった再生債権に対する一般異議申述期間
平成20年12月9日から平成20年12月16日まで
- (3) 再生計画案の提出期間の終期
平成21年1月13日まで
- (4) 財産目録（民事再生法124条）、報告書（同法125条）の提出期限
平成20年12月9日まで

理 由

疎明及び債権者一覧表等の一件記録によれば、申立人は、再生手続開始の申立てに加えて、小規模個人再生を行うことを求める旨の申述をしているが、申立人には、破産の原因となる事実の生ずるおそれがあることが認められ、かつ、民事再生法25条各号に該当する事由及び同法221条7項により申立てを棄却すべき事由はないことが認められる。

よって、主文のとおり決定する。

平成20年11月4日午後5時
さいたま地方裁判所越谷支部
裁 判 官 ○○ ○○